

令和5年4月28日

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う本市の対応について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けられることに伴う本市の対応については次のとおりとする。

1 新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置付けられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部及び都道府県対策本部が廃止される。

これに伴い、本市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本市対策本部」という。）が準用する、川崎市新型インフルエンザ等対策本部要綱第10条の規定に基づき、本市対策本部及び区本部を廃止する。

2 基本的な感染症対策の実施について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられた後も、新型コロナウイルス自体がなくなるわけではなく、当面の間、流行状況に応じた基本的な感染症対策の継続等が求められることが想定されることから、健康福祉局においては、流行状況及び基本的感染症対策について庁内外に対して積極的に情報共有を行うとともに、各局区においては、各事業を実施するにあたって求められる必要な感染症対策を主体的に検討し、実施すること。

3 新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な意思決定について

本市対策本部が廃止された後の感染症対策等については、5類相当の取扱いとなることから、原則として、事業所管局において、関係局と必要な調整を行った上で、適切に情報共有及び意思決定を行うこと。

なお、流行状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、全庁的な調整が必要となる場合には、危機管理推進会議を開催する。

4 本市行政運営方針等の廃止について

5類感染症に位置付けられることに伴い、新型コロナウイルス感染症への対策に関連し、本市対策本部長等が発出した、行政運営方針その他、各種通知については廃止する。

また、新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチームについても廃止する。

本通知は、5月8日以降の本市の対応について定めるものです。5月8日までに国・県から追加の通知等があって、本市への影響が大きいものであった場合には改めて通知します。